

令和
2年度

福祉タクシー・循環バス・公衆浴場 助成券の申請受付が始まります

※継続を希望される場合は、年に一度申請の手続きが必要です。

「タクシー券」・「循環バス券(あざみ号・スワンバス)」・「公衆浴場券」の中からいずれかひとつを選択できます。

- ◆受付開始日 令和2年3月2日(月)から(土・日・祝日を除く)
- ◆受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- ◆受付場所 町庁舎1階 健康福祉課 高齢者係



町に住民票があり、在宅の方(介護施設等に入所している方は除く)が下記に該当する場合、諏訪郡内に事業所があるタクシーや循環バス(あざみ号・スワンバス)または、町内の公衆浴場(一部の浴場を除く)の利用について、利用料の一部を助成します。

ご本人様が直接窓口に来ることができない場合は、ご家族様等代理の方でも手続きができます。

【対象者】 (令和2年4月1日現在)

- 1 満79歳以上の方(誕生日の日から)
- 2 介護保険の要支援認定を受けている方
(通院等で特段の配慮が必要な方は、申請の際にご相談ください。)
- 3 要支援認定者のうち、町の独居高齢者台帳に登録されている方
- 4 介護保険の要介護認定を受けている方
- 5 身体障害者手帳の交付を受け、障害程度が1級または2級に該当する方
- 6 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害程度が1級または2級に該当する方
- 7 療育手帳の交付を受け、障害程度がA1・A2・B1のいずれかに該当する方
- 8 人工透析患者の方で、「じん臓機能障害」に該当する身体障害者手帳の交付を受け、障害程度が1級・3級・4級のいずれかに該当し、かつ「自立支援医療受給者証」または「特定疾病療養受療証」をお持ちの方
- 9 運転免許証を自主返納し、「運転経歴証明書」または「申請による運転免許の取消通知書」をお持ちの方

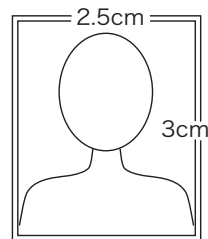
満79歳の誕生日を迎えた方や、あらたに上記2から9の対象者となった方は、その時点で申請の手続きをお願いします。

ただし、障がい者の方が使用する目的で、地方税法の規定により自動車税または軽自動車税の減免を受けている場合は、上記1から9の要件を満たしている方でも対象になりません。

【申請の際に必要なもの】

初めての方

- ①印鑑
(窓口に来る方の認印)
- ②写真(利用者証作成用)
1枚(横2.5cm×縦3cm)



- ◆1年以内に撮影
正面を向き顔がはっきりわかる写真
(帽子、サングラスなしのもの)
- ◆顔写真が添付された書類(身体障害者手帳等の各種手帳または運転経歴証明書)をお持ちの方は、写真の提出は必要ありません。
(利用者証のかわりとして使用できます。)
- ③「各種手帳(身体障害者手帳等)」や「運転経歴証明書」または「申請による運転免許の取消通知書」をお持ちの方は申請時に窓口で提示をお願いします。

継続される方

- ①印鑑(窓口に来る方の認印)
- ②下諏訪町福祉タクシー等利用者証
※利用者証を紛失された方は再発行します。
顔写真(上記記載のもの)をお持ちください。
- ③上記②のタクシー等利用者証の交付を省略されている方は「各種手帳(身体障害者手帳等)」や「運転経歴証明書」

■問い合わせ 下諏訪町 健康福祉課 高齢者係 電話27-1111(内線126・127)